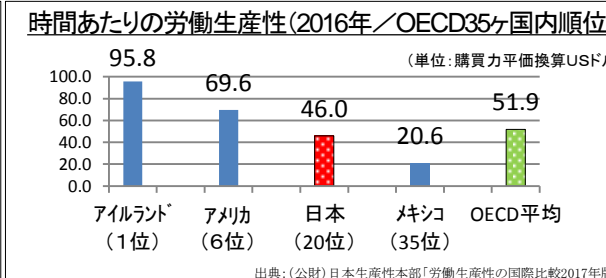
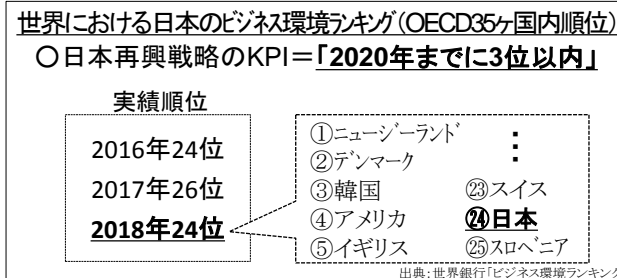


基本的考え方

- わが国経済を持続的な成長軌道に乗せるためには、**構造改革により、1%程度に過ぎない潜在成長率を引き上げることが必要。**
- そのためには、需要の喚起から、**供給力を引き上げていくサプライサイドの政策へと軸足を移し、アベノミクスをステージアップすることが重要。**このため、生産性革命と人づくり革命によって新技術・サービスや新市場を生み出し、Society 5.0を本格稼働させて、**持続可能な経済社会を構築するとともに、地方創生の取り組みを加速させ、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立することが不可欠。**
- しかしながら、わが国には構造改革を阻む岩盤規制などが未だ根強く残り、企業や地域による挑戦の障壁となっている。アベノミクスのステージアップには、**生産性革命、ひとづくり革命、地方創生の大胆な推進を加速する規制改革メニューの充実・強化が重要であり、規制・制度改革を切れ目なく実施していくための体制整備も必要不可欠。**



I. 生産性革命

1. ビッグデータ利活用のための環境整備	2. 労働力不足に対応するための環境整備	3. 生産性向上のための設備投資の障害となる規制の一部緩和
<p>①ビッグデータを利活用するための法整備等を行うこと</p> <p>【要望内容】 ア. ビッグデータの開放と利活用促進に向けた法整備等 イ. 政府における堅固なサイバーセキュリティ体制の構築</p> <p>【理由】 民間企業の新商品・新サービスの開発等を進めるためには、公共データのオープン化や企業間のデータ流通のルールなど、その適正な利活用を促す法整備や、ガイドライン等の策定が必要である。 また、政府において、日本全体の堅固なサイバーセキュリティ体制を構築する必要がある。</p>	<p>①建設分野における公共工事の発注方法を改善すること</p> <p>【要望内容】 ア. 積雪等の地域特性に配慮した発注 イ. 休日や夜間の工事を入札条件としない発注 ウ. 「i-Construction」導入コストを加えた発注</p> <p>【ア.の理由】 建設分野は、慢性的な人手不足状態にあり、生産性向上が喫緊の課題となっている。しかし、公共工事の発注や補助金交付の予算執行は年央～年度末に集中しているため、北海道、東北、北陸などでは、積雪により工事ができない。</p>	<p>①農用地区域の一部を解除する新たな制度を創設すること</p> <p>【要望内容】 生産性を高める設備導入に限った、農用地区域の一部を解除する新制度の創設</p> <p>【理由】 省力化、省エネ化設備を新たに導入するために工場の拡張を行なおうとしても、その工場に隣接する農地が農用地区域である場合、農地転用が認められず、拡張できない場合がある。</p>
<p>②工場を拡張する際の都市計画法や建築基準法の運用を緩和すること</p> <p>【要望内容】 生産性を高める設備導入に限った、都市計画法や建築基準法の運用の緩和</p> <p>【理由】 都市部において、省力化、省エネ化設備を新たに導入するために工場の拡張を行なおうとしても、用途地域や、建物の建蔽率、容積率、高さ制限などの規制等により、拡張できない場合がある。</p>		

II. 人づくり革命

1. 外国人材の受け入れ	2. 労働移動円滑化のための環境整備
<p>①移民政策とは異なる外国人材の新たな受け入れ策を構築すること</p> <p>【要望内容】 移民政策とは異なる外国人材の新たな受け入れ制度のあり方に関する早急な検討</p> <p>【理由】 現在、在留資格制度のもと厳格な運用がされ、外国人を限定的に受け入れてきているが、今後は、これまでの原則に縛られず、企業の実情や今後のわが国経済を見据えた、より「開かれた受け入れ体制」を構築することが求められている。</p>	<p>①解雇無効時における労働紛争解決の仕組みを創設すること</p> <p>【要望内容】 解雇紛争において解雇が無効であった場合の、金銭の支払いによる労働契約終了となる仕組みの創設</p> <p>【理由】 多様な働き方と柔軟な労働移動を可能とするためには、解雇紛争が生じ、解雇が無効であった場合で、労働者が職場復帰を希望しない場合に、金銭の支払いによって労働契約が終了となる仕組みを創設することが必要である。</p>

III. 地方創生

1. 農業の成長産業化	2. 林業の成長産業化
<p>①農業者・消費者の双方がメリットを受けられる農作物の流通構造を確立すること</p> <p>【要望内容】 ア. 中央卸売市場への民間参入 イ. 「商物一致の原則」「卸売業者の第三者販売の原則禁止」などの規制の撤廃</p> <p>【理由】 産直取引、契約栽培、ネット通販などの取引形態の多様化により、既に農作物の流通量の半数が市場外で取引されている現状にあるため、卸売市場に係る規制を緩和し、農業者と消費者の双方がメリットを受けられる流通構造を確立する必要がある。</p>	<p>②農地中間管理機構(農地バンク)の実績を検証すること</p> <p>【要望内容】 農業の担い手確保に向けた農地バンクの実績の検証</p> <p>【理由】 農地バンクの平成28年度の新規転貸面積は、前年度比約6割に鈍化した。この実績を検証し、制度の利用が進まない原因を特定したうえで、担い手確保に向け効果的な対策を講じる必要がある。</p>
<p>③株式会社による農地の直接所有を認めること</p> <p>【要望内容】 農業の担い手確保のための株式会社による農地の直接所有</p> <p>【理由】 農業従事者が高齢化し、農業の担い手がおらず耕作放棄地が増加している。 農業の担い手として参入したい企業があるが、リースした土地では、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、株式会社による農地の直接所有を、全国で認める必要がある。</p>	

2. 林業の成長産業化

①所有者不明山林対策を講じること	②森林経営の大規模化・集約化のための環境を整備すること	③生産性を高めるための路網を整備すること	④国有林の運営にコンセッション方式を導入すること
<p>【要望内容】 森林経営の大規模化・集約化の障害となっている所有者不明山林対策</p> <p>【理由】 所有者不明の山林は、森林経営の大規模化・集約化の最大の障害となっているため、④地籍調査の徹底、⑤公示を経て市町村が経営・管理する仕組みの創設、⑥航空レーザ計測による広域的な3D森林データの作成と一元的な提供、等を早急に行う必要がある。</p>	<p>【要望内容】 ア. 森林バンク(仮称)の創設 イ. 森林に関する専門人材の育成・確保と市町村への配置 ウ. 林業機械の共同利用を推進する仕組みの構築</p> <p>【ア.の理由】 経営意欲に乏しい森林所有者が多く、民間では民有林の集積・集約化が進みにくいため、市町村が間に立って集積・集約し、意欲ある経営者に貸し出す森林バンク(仮称)を創設する必要がある。</p>	<p>【要望内容】 ア. 「林業専用道」に重点を置いた路網の整備 イ. 国有保安林の管理権限の都道府県への移譲</p> <p>【理由】 森林経営の大規模化・集約化を促進するため、路網は、小型トラック中心の「森林作業道」を拡幅して、大型トラックが走行できる「林業専用道」にするなど、「林業専用道」に重点を置いて整備していく必要がある。 また、路網整備にあたり、保安林の解除が必要な場合があるが、農林水産大臣が管理する保安林の場合は、手続に手間と時間がかかっているため、同権限を都道府県へ移譲するべきである。</p>	<p>【要望内容】 国有林の産業化に向けた、国有林の運営へのコンセッション方式の導入</p> <p>【理由】 国土の約7割を占める森林のうち、国有林は約3割(758万ha)を占める。この国有林を産業化するためには、民間事業者がその経営ノウハウを活かし、長期・大ロットで伐採から販売までを行うことが効果的である。 このため、国有林について、所有と経営を分離し、林道の相互接続や伐採木の協調出荷など、国有林と民有林との連携も可能となる「コンセッション方式」を導入する必要がある。</p>

Ⅲ. 地方創生(続き)

3. 観光振興・インバウンドの拡大

①史跡等の復元に関する基準の運用を見直すこと

【要望内容】  
「歴史的建造物の復元に関する基準」の運用の見直し

【理由】  
地域には、インバウンドをはじめ、多くの観光客を呼び込むことができる史跡等が未だ数多く眠っているが、その復元にあたっては、「歴史的建造物の復元に関する基準」があり、「遺構」「指図(設計図)」「写真」の3項目が必要不可欠とされている。そもそも写真が無い時代の史跡等の写真を求めること自体が、合理的でないため、この運用を見直すべきである。



仙台城の懸造の復元イメージ

②訪日ビザの緩和等を進めること

【要望内容】  
ア. ビザの発給要件の緩和・免除  
イ. 「東北六県数次ビザ」の有効期間の10年への延長

【理由】  
インバウンドを拡大するために、「ビジット・ジャパン事業」の重点20カ国・地域のうち、ビザが必要な5ヶ国(中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア)のビザの緩和・免除を進めていく必要がある。また、ASEANの中でビザが必要な、ミャンマー、カンボジア、ラオスについても緩和を進めるべきである。  
また、未だ他地域と比べて訪れる外国人旅行者数が低調である東北地方のインバウンドをさらに拡大するため、「東北六県数次ビザ」の有効期間(3年)を10年に延長すべきである。

4. まちづくりの推進

①地域の新たな交通システムを整備すること

【要望内容】  
地域の足となっている「エコカート」への支援

【理由】  
輪島商工会議所(石川県)では現在、ゴルフ場の電動カートを改良した「エコカート」を街なかで走行させる社会実験を行っており、交通手段を持たない高齢者や観光客の重要な交通手段となっている。  
この「エコカート」は、巡回型の路線バスを代替する機能を果たしているため、新たな交通システムとして整備する支援策を創設する必要がある。



②「激甚災害法」のあり方を検討すること

【要望内容】  
多発する災害に対応するための「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方の検討

【理由】  
激甚災害により、販路や観光客等を失った被災企業は、売上の減少など厳しい経営環境に晒され、廃業を余儀なくされる企業も多い。しかし、こうした地域の復旧を支援する「激甚災害法」は、全国を対象とした「本激」と市町村を対象とした「局激」に明確に分かれており、同じような被害でも本激と局激では支援策に大きな差がある。



豪雨被害により営業を断念した商店(福岡県朝倉市)

Ⅳ. 規制・制度改革の加速

1. 行政手続の簡素化

①法人設立手続をオンライン・ワンストップ化すること

【要望内容】  
ア. 定款認証に電子申請の仕組みを構築すること  
イ. 取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること

【理由】  
法人の設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による面前で定款認証が必要となり、オンラインでの手続ができないため、電子申請の仕組みを構築する必要がある。  
また、「登記事項証明書」などを何度も手数料を支払って入手し、行政のそれぞれの窓口へ提出する必要があるため、行政機関間の情報連携により、添付書類を徹底的に削減することが求められる。

②行政手続の電子化を進めるための環境を整備すること

【要望内容】  
ア. 省庁横断・ワンストップで電子申告申請が可能となるシステム環境の構築  
イ. 電子申請におけるできるだけ簡易な本人確認方法の検討

【理由】  
行政手続を行うシステムは、国税は「e-Tax」、地方税は「eLTA X」、社会保険等は「e-gov」、登記は「登記・供託オンライン申請システム」と林立しており、それぞれに対応しなければならない。このため、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築することが必要である。  
また、電子申請するまでの手間や金銭的コストが、導入の障害となっているため、電子証明書やICカードリーダードライバを必要としないだけで簡易な本人確認の方法を検討する必要がある。

③補助金申請書類を削減すること

【要望内容】  
補助金申請書類「原則3枚以内」の全省庁共通ルール化

【理由】  
補助金申請書類の作成の手間とコストが、人手不足が深刻な中小企業の生産性向上と働き方改革の障害となっているため、補助金の申請書類を「原則3枚以内」とし、必要があれば、上限枚数を定めたうえでそれ以上の枚数を認めることを、全省庁共通のルールとする必要がある。  
あわせて、実績報告書の体裁、関係書類の保存など、補助事業の手続全体を通した見直しも必要である。

④法律の現代語化と法律用語のわかりやすい言葉への言い替えを行うこと

【要望内容】  
企業・国民目線に立った、法律の現代語化と法律用語のわかりやすい言葉への言い替え

【理由】  
企業活動や国民生活における行政手続において、様々な法律や政省令、ガイドライン等を使う場面があるが、未だカタカナ表記の法律や、法律用語が難解で理解しづらいものがある。スマート社会(Society 5.0)が進展するなかで、法律等も企業や国民にとって使いやすいものにする必要がある。

2. 特区制度等の整理・体系化と利活用促進

【要望内容】  
ア. 特区での実証実験が1年を超えた規制改革メニューの速やかな全国展開  
イ. 特区制度等の整理・体系化による利活用促進  
ウ. 中小企業や地域が活用しやすい「規制のサンドボックス」制度の創設  
エ. 政府広報等による「規制改革ホットライン」のPR強化と提案者への伴走型支援

【ア. の理由】  
国家戦略特区は、元々、岩盤規制の突破口として位置付けられたものである。このため、同特区における規制緩和メニューは、適切な評価を行い、実験結果で効果が明らかになった場合は、速やかに全国展開する必要がある。

【イ. の理由】  
現状、国家戦略特区のほか、構造改革特区、総合特区、企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度などが存在し、規制改革を進めるための制度が複雑で使いづらいため、各制度の位置づけや内容をわかりやすく整理・体系化し、制度の利活用促進を図る必要がある。

【ウ. の理由】  
「規制のサンドボックス」制度を全国の中小企業が使いやすいものにするため、同制度にチャレンジする際のガイドラインを提供すること等が必要である。  
また、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関係する事業を実施するために同制度を申請する地域を、優先的に採択することが望まれる。

【エ. の理由】  
規制改革ホットライン自体が、事業者や国民に知られておらず、また、せっかく提案を行っても、ホットラインを通じ、法律上、駄目な理由を並べられるだけの回答であり、新たな提案しようと思いついていない。  
このため、企業・国民へのホットラインへのPRを強化するとともに、提案した内容を可能な限り実行できるよう、行政側が提案者を伴走型で支援する方法を検討することが必要である。

3. 規制・制度改革を加速するための体制整備

【要望内容】  
ア. 規制改革推進会議による地方自治体への「地方版規制改革会議」設置促進の働きかけの継続・強化  
イ. 規制改革白書(仮称)の作成・公表によるPDCAサイクルの確立  
ウ. 規制改革推進会議の常設化と勧告権の付与

【ア. の理由】  
国は、地方自治体による「地方版規制改革会議」の設置を推奨・支援しているが、地方自治体等からは、会議の設置や運営に関するノウハウがない、といった声もあがっている。  
このため、徳島県等の先進自治体の取り組み事例や、会議の設置・運営ノウハウの提供など、同会議の設置促進の働きかけを継続・強化していく必要がある。

【イ. の理由】  
規制改革は、世界で1番ビジネスのしやすい国を目指す安倍政権が推進する成長戦略の一丁目一番地の重要政策であり、痛みを伴う改革であっても不断に取り組む必要がある。  
現状、各省庁の自主的な行政事業レビュー、会計検査、規制改革推進会議等がそれぞれで活動しており、その結果、規制改革についての各省庁の取り組みに濃淡や隙間が存在している。

【ウ. の理由】  
規制・制度改革の司令塔となる規制改革推進会議は、内閣府本府組織令に基づく設置期間が3年間に限られている。  
また、企業や個人からのせつかつの提案も、各省庁の抵抗により、受け入れられない例がみられる。  
規制改革推進会議を岩盤規制突破の強力なエンジンとするため、「勧告権」を、規制改革推進会議に付与することを検討すべきである。